

# 小山工業高等専門学校発明規程

制 定 昭和55年10月1日

最終改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校における教員等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「発明」とは発明及び考案を、「特許」とは特許及び実用新案を、「教員等」とは本校の校長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術系職員等をいう。

(権利の帰属)

第3条 教員等は、次の各号の一に該当する発明を行った場合において第5条の規定により国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定されたときは、当該権利を国に譲渡するものとする。

一 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明

二 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明

(発明の届出)

第4条 教員等は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別に定めるところにより、必要な事項を速やかに校長に届出するものとする。

(権利の帰属の決定)

第5条 校長は、届出のあった発明について、教育研究支援委員会の議に基づき、第3条各号の一に該当する発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行うものとする。

2 前項の決定は、発明の届出のあった日から起算して30日以内に行うものとする。

(譲渡証書の提出)

第6条 教員等は、届出をした発明に係る特許を受ける権利を国が承継すると決定した旨の通知を校長から受けたときは、速やかに校長に譲渡証書その他必要な書類を提出するものとする。

(任意譲渡)

第7条 教員等は、校長に対し、その行った発明に係る特許を受ける権利の譲渡を申し出ることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の取扱いについて準用する。

(義務)

第8条 教員等の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(実施細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に校長が

定める。

附 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。